

令和3年度 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会での主な意見と対応について

No.	大項目	頁	行	意見	対応
1	基本理念	1		SDG'sについて、下記項目を追加すべき ・感染症に関する部分も含まれることから、健康に関する項目を追加 ・温暖化に伴う分布域の拡大等もあることから、気候変動に関する項目を追加	項目を追加しました。
2	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	25		捕獲個体の林内の沢に不法投棄されている例が多い。より実効性のある方法で対策を行うこと。	捕獲した鳥獣やその残滓の取り扱いについて、記載を追加しました。 引き続き狩猟者等に対して、捕獲した鳥獣の個体の放置の禁止等についての啓発に努めます。
3	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	26		ツキノワグマが捕獲された場合の放獣体制はどのようになっているのか。	ツキノワグマが誤捕獲されないように、クマの出没等の情報があった場合には、くくりわなの使用を控えるように市町村を通じて狩猟者へ周知を行っています。捕獲された場合は、地元と調整の上、放獣することを原則としているが、地元との調整がつかない場合は、保護団体や動物園等と調整の上対応を検討することとしています。
4	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項	26		府におけるクマの個体群に関する情報はどの程度把握しているのか。	府はクマの生息域ではないが、隣接府県から侵入する個体があることから、環境農林水産総合研究所において府域でのクマの出没情報を調査しています。府では毎年春や秋の出没が多い時期に注意喚起の報道提供を行っているほか、出没状況等について、ホームページを通じた啓発を行っています。